

国土交通省同時発表

令和5年5月9日
関東運輸局

令和5年度「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の募集開始

温室効果ガスの排出削減、流通業務の省力化による持続可能な物流体系の構築を図るため、本日より「モーダルシフト等推進事業」(補助事業)の募集を開始致します。

なお、省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合への上乗せ補助や過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の取組についても引き続き支援の対象とします。

1. 対象となる事業

- (1) 物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定のための調査事業

【総合効率化計画策定事業】

- (2) 物流総合効率化法の総合効率化計画に基づき実施される、モーダルシフト等の実施事業

【モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業】

2. 事業概要

- (1) 補助対象事業者

荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会

- (2) 補助対象経費(補助率)

総合効率化計画策定事業

(定額・上限 200 万円 + 最大 1/2・上限 300 万円※ = 上限総額 500 万円)

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業

(最大 1/2・上限 500 万円 + 最大 2/3・上限 500 万円※ = 上限総額 1,000 万円)

※下線部が、省人化・自動化に資する機器導入等の計画、実際に当該機器を用いて運行する場合への上乗せ支援

- (3) 令和5年度予算額 約 36 百万円

3. 応募方法

国土交通省 Web サイト(下記 URL)に掲載されている交付要綱、実施要領及び応募要項等をご覧頂き、申請様式に必要な事項をご記入の上必要書類を添えて事業計画の主とする実施地域を管轄する地方運輸局等へご提出下さい。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/ms_subsidy.html

4. スケジュール

応募期間: 令和5年5月9日(火)~6月9日(金)17時まで(必着)

補助対象事業者の認定(交付決定): 8月初旬頃を予定

5. 補助対象期間

総合効率化計画策定事業: 交付決定の日~令和6年2月29日(木)

モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業・過疎地域のラストワンマイル配送効率化推進事業:

総合効率化計画認定の日または令和5年8月1日(火)のどちらか遅い方~令和6年2月29日(木)

※総合効率化計画の認定の標準処理期間は1ヶ月となっております。

【問い合わせ先】

関東運輸局交通政策部環境・物流課 担当 林、小野寺

電話: 045-211-7210 FAX: 045-201-8807

配布先: 物流専門紙

モーダルシフト等推進事業

※コンテナ専用トラック等導入事業を除く

令和5年度予算額: 36百万円

物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO₂排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換(モーダルシフト)等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する(グリーン物流の推進)。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

総合物流施策大綱において、物流DXや物流効率化の更なる推進を図っていくこととしていることも踏まえ、モーダルシフト等の物流効率化を図る取組において、「協議会の開催等、物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定のための調査事業に要する経費」や「認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化の初年度の運行経費」に対して支援を行うとともに、継続して省人化・自動化に資する機器の導入や、過疎地域における共同配送・貨客混載の取組に対して支援を行う。

支援対象となる取組み		計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	補助率: 定額 上限200万円 ※1	補助率: 1/2以内 上限500万円 ※2
トラック輸送の効率化	幹線輸送の集約化		補助率: 1/2以内 上限500万円 ※2 (過疎地域のみ)
	共同配送		
	貨客混載		
	その他のCO ₂ 排出量の削減に資する取組み	対象外	



過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の取組の促進

物流分野における担い手不足が深刻化する中、過疎地域における物流機能の維持はユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題である。このため、**過疎地域において実施される共同配送や貨客混載といった物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象**とすることで、過疎地域における物流効率化の取組を促進する。

- ・路線バスや鉄道等を活用した貨客混載
- ・複数の宅配事業者の荷物を拠点で集約し、共同配送

省人化・自動化への転換・促進を支援

上記※1、※2の経費補助に該当する取組のうち、**省人化・自動化**に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、**補助額上限の引き上げ等**を行う。

計画策定経費補助

省人化・自動化に資する機器の導入等を計画した場合

省人化・自動化機器導入 上限300万円 (補助率: 1/2以内)	上限総額 500万円
計画策定経費補助 上限200万円 (補助率: 定額)	

運行経費補助

省人化・自動化に資する機器を用いて運行した場合

省人化・自動化機器導入 上限500万円 (補助率: 2/3以内)	上限総額 1,000万円
運行経費補助 上限500万円 (補助率: 1/2以内)	

省人化・自動化機器の導入例

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積み付け



～ 取組み実施に向けた主な流れ ～

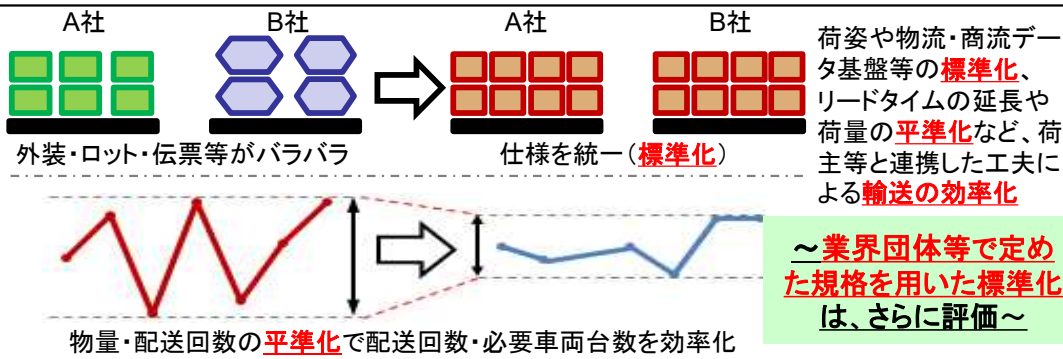
- 協議会の立ち上げ
 - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
 - ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
 - ・協議会の検討結果に基づく総合効率化計画の策定
- 計画の認定・実施準備
- 運行開始

計画策定経費補助

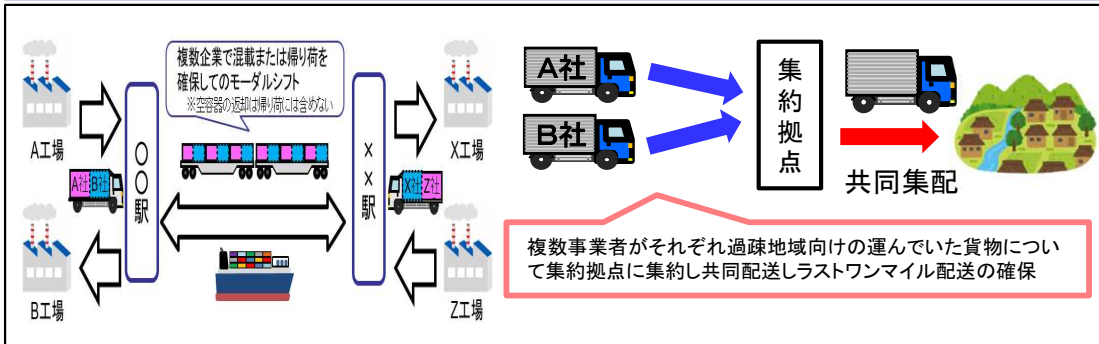
運行経費補助

※下記の取組を優先的に採択するが、これ以外の取組も採択対象とする。

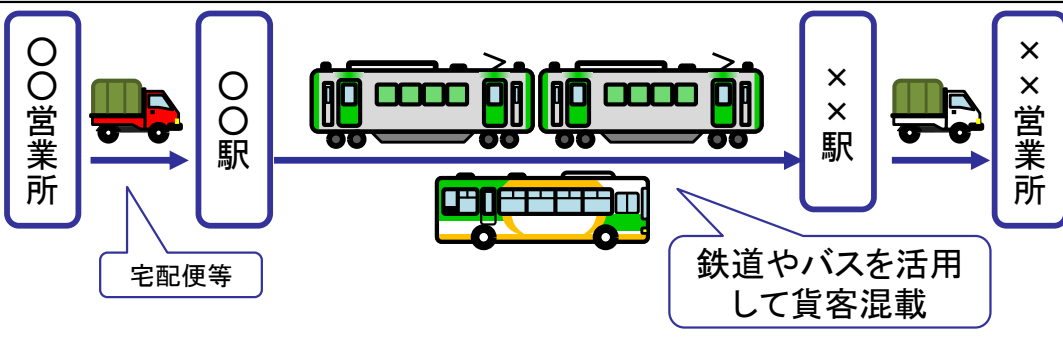
A) 荷主や輸送事業者等の連携・工夫による輸送の効率化



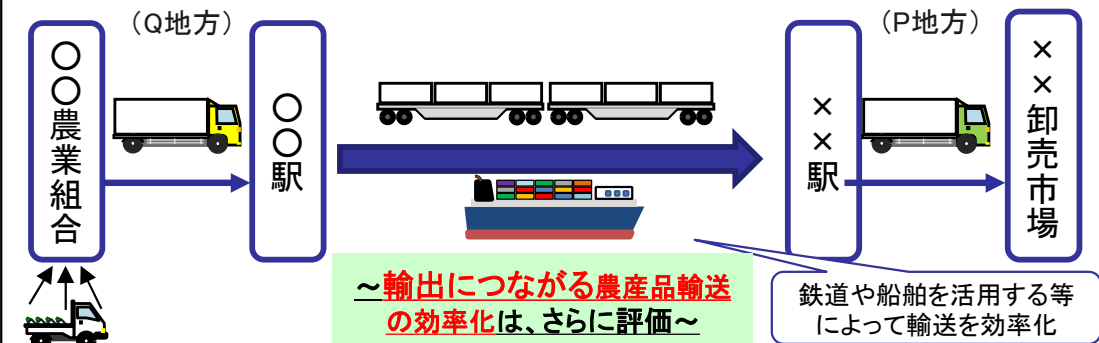
B) 複数企業による混載または帰り荷を確保したモーダルシフトや、過疎地域や館内物流における共同配送



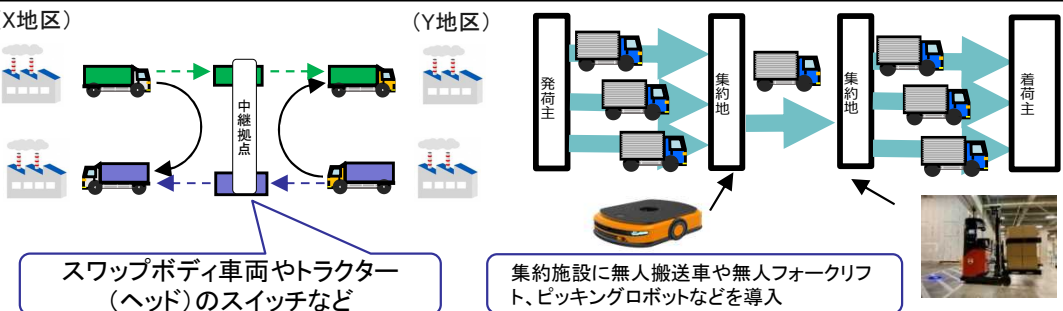
C) 旅客鉄道やバス等の空きスペースを活用した貨客混載



D) 鮮度保持コンテナの活用等による農産品輸送の効率化



E) スワップボディコンテナ車両等を活用した中継輸送や、流通業務への省人化・自動化機器を用いた輸送の効率化



F) 物流企業内や企業間の事業再編、企業間の協調的投資を伴う輸送の効率化

